

診療報酬等の債権譲渡にかかる注意事項

1. 柔道整復療養費・特定健診等費用の取り扱い

東京都国民健康保険団体連合会では、柔道整復療養費・特定健診等費用にかかる債権譲渡・差押等のお取り扱いを行っておりません。

2. 他の道府県を所在地とする医療機関・事業所の取り扱い

東京都国民健康保険団体連合会では、他の道府県を所在地とする医療機関・事業所にかかる債権譲渡・差押等はお取り扱いを行っておりません。

(東京都を所在地とする開設者が開設する場合であっても同様です。)

3. 債権譲渡通知書の確定日付

債権譲渡通知書は、郵便局・公証人役場等で確定日付を取得して通知するようお願いいたします。

4. 債権譲渡通知書への押印

債権譲渡通知書に譲渡人・譲受人実印を押印いただく場合は、印鑑証明書・資格証明書（登記簿謄本）の送付が必要です。

（譲渡人が本会届出印を押印いただく場合は譲渡人分の印鑑証明書・資格証明書（登記簿謄本）の送付は不要です。）

5. 債権譲渡・差押通知書の送達時期の目安

債権譲渡・差押を行う場合は、債権譲渡を開始する月の前月末日までに必要書類を送達いただくようお願いいたします。

（目安の日を超過する場合は別途担当宛てにご相談ください。）

6. 電子内容証明郵便を用いた債権譲渡通知書

電子内容証明郵便を用いた債権譲渡通知書を送達いただく場合は、記載例を参考に譲渡人が当該電子内容証明郵便を送付したことを証する旨の書類（追認書）及び譲受人が口座を指定する書類（口座指定書）を作成し、譲渡人・譲受人それぞれが押印の上、当該押印にかかる印鑑証明書・資格証明書を添付して別途送付してください。

（追認書及び口座指定書は同一の書面で作成いただいても差支えありません。）

7. 債権譲渡登記による債権譲渡

「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（特例法）による債権譲渡の通知を行う場合は、債権の特定等が必要となるため、登記事項証明書（原本）の交付に合わせて債権譲渡通知の送付をお願いいたします。（この債権譲渡通知に確定日付を付与する必要はありません。）

8. 債権譲渡通知書の事前確認

債権譲渡通知書の記載事項の不備等にかかる事前確認を希望される場合は、その旨を事前にご連絡いただいた上、ページ下部の問い合わせ先FAX番号に写しを送付してください。

(情報保護の観点から、医療機関に関する情報は通知送達後に照会いたします。)

9. 譲受人・差押債権者からの支払日前の金額照会

譲受人・差押債権者からの支払日前の金額照会には応じておりません。

10. 譲受人からの優先債権者有無の照会

債権譲渡通知の送達は本来の債権者を特定するものではないため、原則、譲受人からの優先債権者有無の照会には応じておりません。ただし、送達された債権譲渡通知について内容確認・支払先変更等処理が終了している場合は、例外的に債権者有無にかかる一部の照会に応じております。

(なお、他の債権者を優先するため支払いが受けられない場合はその旨をご連絡しております。)

11. 東京都国民健康保険団体連合会の資格証明書の交付

東京都国民健康保険団体連合会の資格証明書は、設立の認可を行う東京都にて交付しております。手続き・問い合わせ等については東京都ホームページを参照してください。

12. 診療報酬等の債権譲渡に関する問い合わせ先

- 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 8 階
- 東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 管理課 債権債務係
- ダイヤルイン 03-6238-0325 ■FAX 03-6238-0055